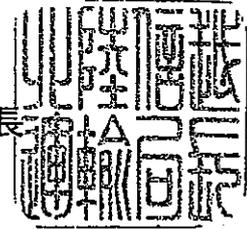




北信企交第4号
平成22年5月26日

村上市地域公共交通活性化協議会
会長 新潟県村上市長 大滝 平正 殿

北陸信越運輸局長



地域公共交通総合連携計画策定調査実施計画の認定について

貴会より平成22年3月9日付けで申請のあった「地域公共交通総合連携計画策定調査実施計画」については、これを認定する。

なお、補助金の額については、補助金交付申請書に基づいて決定することとなるため、当認定の対象ではない。

村交協第 2 号
平成22年 3月 9日

国土交通省北陸信越運輸局長 殿

申請者名 村上市地域公共交通活性化協議会
代表者名 会長 新潟県村上市長 大滝平正

平成22年度 地域公共交通総合連携計画策定調査実施計画
認定申請書

地域公共交通総合連携計画策定調査実施計画の認定を下記のとおり申請します。

記

申請者	申請者名：村上市地域公共交通活性化協議会
	代表者名：新潟県村上市長 大滝平正
	構成員：別紙のとおり
連絡先（事務局等）	所在地（都道府県名も記載）： 〒958-8501 新潟県村上市三之町1番1号
	担当者名：村上市 企画部 政策推進課 まちづくり推進室 副参事 加藤 渉
	TEL：0254-53-2111（代表） 内線 336
	FAX：0254-53-3840
	E-mail：seisaku-m@city.murakami.lg.jp

1. 当該地域の公共交通の概況・問題点

【地域公共交通の現状】

村上市は、新潟県の北端に位置し、北から東にかけては山形県に接し、南は関川村及び胎内市と接しています。市の面積は約1,174平方キロメートルで、新潟県の総面積(約12,583平方キロメートル)のおよそ9.3%を占め、50キロメートルにも及ぶ海岸線を有する広大な市です。

市の交通体系は、広域交通として鉄道及び高速バス、地域連携交通としての路線バス、地域内交通としてのタクシーと大きく3つに分けられます。

鉄道は新潟県新潟市と秋田県秋田市を結ぶ JR 羽越本線(市内 11 駅)、本市と山形県米沢市を結ぶ JR 米坂線(市内1駅)が存在しており、日常の通勤・通学利用のみならず、遠方からの来訪者の主な交通手段となっています。

バス路線については、市の中心部と新潟市内を結ぶ高速バスが1路線あるほか、廃止代替バスの路線が 20 系統あり、新潟交通観光バス株式会社が運行を担っています。

廃止代替バスは、主に市内高校への通学や市内病院への通院等に利用されていますが、運行に関しては多額の財政負担(平成 21 年度決算見込:約1億 4,300 万円の支出)をしています。

タクシーは、市内のタクシー事業者7社が、鉄道や路線バスなどでは担うことが出来ない住民の移動ニーズに対応しており、市では高齢者等の外出支援を目的として、タクシー利用料金の助成を行っています。

これらの他に、NPO 法人が運営主体となって特定の目的で運行している乗合ジャンボタクシーや JR 村上駅を起点にした循環バスがあり、市来訪者の移動手段として利用されています。

【地域公共交通の問題点】

本市では様々な要因が重なり、「使いたいけど使えない」「使いにくい」環境が生まれています。

1) 過度に自家用車に依存した移動

自家用車保有台数の伸び(一家に1台から一人1台に)。公共交通の利用機会の減少。

2) 高齢化の進行

バスや鉄道を利用したいが、体力的にも利用しづらい。(施設・車両がバリアフリー化されていない、バス停や駅が遠い)

3) 地形条件・気象条件

広大な市域面積。谷に分かれた山間の集落。冬期の気象条件(積雪・凍結)。

山間部の集落から市の中心部へは、マイカーでも最大1時間 30 分程度の時間を要する。

4) 魅力に乏しい公共交通サービス

限られた路線・便数、運行ダイヤ・乗り継ぎの悪さ、運賃の割高感。

多数存在する公共交通空白地域、不便地域。

施設、車両も老朽化、バリアフリー未対応。

5) 過疎化(人口減少)の進行・地域活力の低下

人口の減少は、公共交通利用者の減少に直結。

公共交通は、交通事業者・行政任せの風潮も散見。

行政の情報発信不足などから、公共交通を取り巻く実情の理解が不足。

改善の要望はあっても地域から具体策を見出せない。

2. 地域公共交通総合連携計画策定調査の必要性

村上市では、交通弱者などの生活交通の確保や将来の村上市にとって、最適な公共交通のあり方を検討するため、市民代表・利用者代表、交通事業者、道路管理者、学識経験者、行政で構成する「村上市公共交通活性化検討委員会」を平成21年7月に設置しました。

平成21年度、貴省「公共交通活性化総合プログラム」事業に本市を取り上げていただき、同検討委員会では、地域特性調査、公共交通に関するアンケート調査、モデル地区における住民懇談会を実施し、準備を進めてきたところです。

去る2月9日に開催しました第4回村上市公共交通活性化検討委員会において、「村上市地域公共交通総合連携計画」の策定母体となる法定協議会の設置をし、貴省の支援をいただき取り組んでいきたいことが決定されたところです。

市の最上位計画である「第1次村上市総合計画」、及び関係する計画である「村上市都市計画マスタープラン」では、安全で住みよいまちづくり、コンパクトなまちづくりを目指して、持続可能な公共交通体系の構築、公共交通への転換促進などの取組を推進していくこととしています。

今後、村上市では、『市民、交通事業者、行政が協働でつくり育てる公共交通』を基本目標に掲げ、「公共交通活性化総合プログラム」においてまとめた施策体系、推進手法、成果目標に基づき、具体的に事業を展開することとしています。

地域公共交通総合連携計画策定に際しては、地域の多種多様な事情に応えるため、市域に15のエリア設定をし、エリアごとに再編案を作成、きめ細やかに住民懇談会を開催し、ニーズ・意見を集約、合意形成を図ることとしています。

また、協議会では、市域全体の路線バス再編、実証実験、本格運行時における諸課題、需要分析、採算性の検討等を行い、施策の緊急性、優先性を考慮した事業計画を策定し、PDCAサイクルを導入し、事業計画等の進捗管理や課題整理、その対応策検討等を着実にを行うこととしています。

なお、当該取り組みの検討にあたっては、より専門的に協議又は調整を行うことができるよう協議会に「生活交通確保・バリアフリー対策分科会」、「地域活性化・公共交通利用促進検討分科会」、「輸送サービス向上・安全円滑化分科会」、「福祉輸送サービス検討分科会」の4つの分科会を設置することとしています。

村上市の公共交通が抱える諸課題を解決し、持続可能な交通体系を構築するためには、詳細な調査が必要であり、地域住民、交通事業者、行政等が工夫して、広い市域にふさわしい仕組みを作っていく必要があることから、次項に掲げる計画策定調査業務に取り組むたいと考えています。

3. 調査の内容	
調査の名称	調査の内容
①利用実態・利用者ニーズ調査	<ul style="list-style-type: none"> ・村上市の上位関連計画や交通事情などの既存資料の収集・整理 ・公共交通の利用実態調査 ・利用者への聞き取り調査
②先進地視察調査	<ul style="list-style-type: none"> ・先進的な取り組みを実施している地域についての視察調査
③総合連携計画の策定	<p>本市内の各地域の実情に対応した運行形態について、運行ルート、ダイヤ、システム、運行計画、採算性等、先進的な取り組みを参考にして具体的なイメージを作成し、住民懇談会をきめ細やかに開催し、住民意向の把握と新たな公共交通体系の導入に向けた合意形成を図り、計画を作成する。</p>

4. スケジュール	
以下項目別に概ねの着手・実施期間を矢印(←→)、または横棒線(——)で記載。	
調査の名称	4月 9月 12月 3月
①利用実態・利用者ニーズ調査 ②先進地視察調査 ③総合連携計画の策定	<p>①利用実態・利用者ニーズ調査 ②先進地視察調査 ③総合連携計画の策定</p>

5. 予算計画			
調査の名称	総事業費 (見込み)	国費 (見込み)	地域の負担 (見込み)
①利用実態・利用者ニーズ調査	570 千円	570 千円	0 千円
②先進地視察調査	418 千円	418 千円	0 千円
③総合連携計画の策定	8,174 千円	8,174 千円	0 千円
○会議費・事務費	912 千円	812 千円	100 千円
小計	10,074千円	9,974千円	100千円



新運総第 57 号の 2
平成 22 年 5 月 27 日

村上市地域公共交通活性化協議会長 殿

北陸信越運輸局新潟運輸支局長



平成 22 年度地域公共交通活性化・再生総合事業費補助金の
交付決定について

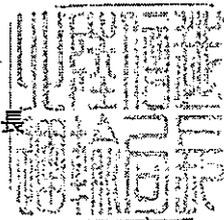
件名について、北陸信越運輸局長から「補助金等に係る予算の執行の
適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）」第 8 条の規定による
通知書の送付があったので、交付します。



北信企交第6号
平成22年5月27日

村上市地域公共交通活性化協議会
会長 村上市長 大滝 平正 殿

北陸信越運輸局長



平成22年度地域公共交通活性化・再生総合事業費補助金交付決定通知書

平成22年5月26日付け第6号で申請のあった「平成22年度地域公共交通活性化・再生総合事業費補助金」については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第6条の規定により、下記のとおり交付することを決定したので、同法第8条の規定により通知する。

記

1. 補助対象事業 地域公共交通総合連携計画策定調査事業
2. 補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助対象経費	金 10,074,000 円	} (内訳別紙)
補助金の額	金 4,700,000 円	
3. 補助対象事業については、当該補助対象事業に係る地域公共交通総合連携計画策定調査実施計画に即して実施するものとする。
4. 補助対象事業に係る手続きについては、適正化法、同法施行令（昭和30年政令第255号）及び地域公共交通活性化・再生総合事業費補助金交付要綱に定めるところに従わなければならない。

別紙

平成22年度地域公共交通活性化・再生総合事業費補助金交付決定事業

補助対象事業者名 村上市地域公共交通活性化協議会

(単位：円)

補助対象事業の 種目、名称及び内容	補助対象事業の着手 及び完了予定日	補助対象経費	補助金額
(種目) 地域公共交通総合連携計画策定調査 (名称及び内容) ・ 利用実態・利用者ニーズ調査 ・ 先進地視察調査 ・ 総合連携計画の策定 ・ 事務費	(着手予定日) 平成22年5月27日 (完了予定日) 平成23年3月31日	10,074,000	4,700,000

